

TOKYO パパ育児促進企業登録制度実施要綱

令和4年7月5日4産労雇第665号

(目的)

第1条 TOKYO パパ育児促進企業登録制度（以下「登録制度」という。）は、男性の育児休業取得率を一定割合達成し、今後も継続して男性育休を推進する企業等を、「TOKYO パパ育児促進企業」（以下「登録企業」という。）として、その取組を広く発信することにより、都内企業等の男性育休取得促進を後押しし、男性育休取得率向上に繋げることを目的とする。また、TOKYO パパ育児促進企業登録制度の登録マーク（以下、「マーク」という。）の東京都以外の者の利用に関し、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）及び東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日10財管総第50号）に定めるもののほか、必要な事項を当要綱及び取扱要領に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における定義は、次に定めるところによる。

- (1) 企業等とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に定める「会社」又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第3条第2号に定める「特例有限会社」をいう)及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)」第22条又は第163条の規定により成立した法人等をいう。企業等の登録は、支店や営業所単位での登録や個人事業主の方の登録も含む。
- (2) マークとは、「TOKYO パパ育児促進企業 登録マークデザインマニュアル(以下、「デザインマニュアル」という。)」に定めるものをいう。

(対象事業者の要件)

第3条 この要綱における登録企業の対象とする事業者は、企業等であって、次の各号を全て満たしている者とする。

- (1) 都内で事業を営んでいること。
- (2) 常時雇用する従業員を2名以上、かつ6か月以上継続して雇用していること。
- (3) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

(4) 労働関係法令について、次のアからカを全て満たしていること。

ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。

イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。

ウ 法定労働時間を超えて従業員を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していること。

エ 労働基準法第36条第4項、第5項、第6項第2号及び第3号に定める限度を超える時間外・休日労働を行っている従業員がいないこと。

オ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと。

カ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。

(5) 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

(7) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、知事が適当でないと認める場合は対象事業者から除外することができる。

（登録企業の募集・申請等）

第4条 登録企業の申請を行おうとする企業等（以下「登録申請企業等」という。）は、知事が別途定める期日までに、別途設置する「TOKYO パパ育児促進企業」登録ウェブサイトに必要な事項を入力し、オンラインによる申請（以下「オンライン申請」という。）にて知事へ提出しなければならない。

2 登録申請企業等は、次の各号に同意しなければならない。

- (1) 東京都が企業情報等を公表すること。
 - (2) 東京都事業についての情報提供を受けること。
- 3 申請は、毎年度、企業等（支店や営業所単位での申請を含む）につき1回限りとする。
- 4 登録申請企業等は、マークを利用するに当たり、「TOKYO パパ育児促進企業登録制度 登録マーク取扱要領（以下、「マーク取扱要領」という。）」により利用の申請を行わなければならない。なお、マークの利用規定等は、マーク取扱要領にて定めるものとする。

（登録企業の登録決定等）

第5条 知事は、第4条第1項により登録申請企業等から申請があった場合は、その内容を審査の上、次の各号のとおり登録決定又は登録不承認決定を行う。

- (1) 審査の上、適当と認められるときは、速やかに登録決定を行い、当該申請企業等に申請の登録決定を通知する。（登録された企業等を以下「登録企業」という。）
- (2) 審査の上、適当と認められないときは、速やかに登録不承認決定を行い、当該申請企業等に登録不承認の決定を通知する。

（登録企業の登録期間等）

第6条 前条第1号により登録決定した登録企業の登録期間は、登録決定の日から起算して2年に達する日の年度末までとする。また、登録企業の情報等は、同期間において東京都が作成するホームページで公表する。

（登録内容の変更等）

第7条 登録企業は、第5条第1号により登録決定した登録情報を変更する場合は、オンライン申請による登録変更申請を知事に提出しなければならない。

（決定の撤回）

第8条 登録企業は、次の各号いずれかに該当する場合は、オンライン申請により、知事に登録撤回申請を提出しなければならない。

- (1) 都内で事業を営まなくなったとき
 - (2) 登録情報の撤回を希望するとき
- 2 知事は、前項の申請があったときは、速やかに登録決定の撤回を行い、東京都ホームページから該当企業の情報等を削除する。

(調査等)

第9条 知事は、登録企業に対し、対象事業所の登録要件等に関する調査を行い、又は報告を求めることができる。

(決定の取消し)

第10条 知事は、登録企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の決定を取り消すことができる。

- (1) 登録内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 廃業及び倒産等により企業の存続が不可能となったとき。
- (4) 登録企業（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) 法令又はこの要綱及び知事の指示に違反したとき。

2 前項の規定にかかわらず、知事が適当でないと認める場合は登録企業の登録決定を取り消すことができる。

(その他)

第11条 登録企業の登録に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。